

令和2年4月6日

大臣官房官庁営繕部

内閣府新庁舎（仮称）の整備等をPFI方式により実施します

～「内閣府新庁舎（仮称）整備等事業」を特定事業として選定～

令和元年11月25日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、内閣府新庁舎（仮称）整備等事業に関する実施方針を公表しました。

今般、同法第7条の規定に基づき、内閣府新庁舎（仮称）整備等事業を特定事業として選定しましたので、同法第11条第1項の規定により客観的評価の結果を公表します。

1. 特定事業の概要

- ・ 事業名称 内閣府新庁舎（仮称）整備等事業
- ・ 事業方式 BTO（Build-Transfer-Operate）方式
- ・ 事業概要 別添資料のとおり

2. 客観的評価の結果

客観的評価の詳細は、下記のホームページに公表しています。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk5_000003.html

<お問い合わせ先>

大臣官房官庁営繕部	計画課	民間資金等活用営繕事業対策官	櫻木 邦浩	（内線 23212）
	整備課	特別整備室	企画専門官	佐々木 賢一郎（内線 23614）
代表：03-5253-8111	直通：03-5253-8243	FAX：03-5253-1544		

特定事業「内閣府新庁舎（仮称）整備等事業」の概要

1. 公共施設等の管理者等

内閣総理大臣 安倍 晋三
国土交通大臣 赤羽 一嘉

2. 事業期間

事業契約の締結日から令和 22 年 3 月 31 日まで（約 19 年間）

3. 施設概要

所在地 : 東京都千代田区永田町 1-6-1 他
敷地面積 : 17,409.77 m²
新庁舎の規模 : 約 23,681 m²
入居予定官署 : 内閣官房、内閣府

4. 業務内容

内閣府新庁舎（仮称）の施設整備業務及び維持管理・運營業務、内閣府庁舎 A 棟及び中央合同庁舎第 8 号館の改修整備業務及び維持管理・運營業務等を実施する。

5. 客観的評価の概要

本事業は、P F I 事業として実施することにより、定量的評価および定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。また、実施方針公表後の事業者からの意見招請の結果からも、十分に実効性があるものと判断される。

以上により、本事業を P F I 法第 7 条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

6. 今後のスケジュール（予定）

入札公告	令和 2 年 4 月頃
第一次審査資料の受付	令和 2 年 5 月頃
第二次審査資料の受付	令和 2 年 9 月頃
民間事業者の選定	令和 2 年 11 月頃
事業契約の締結	令和 3 年 1 月頃